

請願第 15号

令和5年12月18日

川崎市議会議長 青木功雄様

川崎区在住者

ほか 1,552名

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める請願

請願の要旨

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助を建物建築から20年目以降も継続してください。

請願の理由

高齢者向け優良賃貸住宅は、2001年（平成13年）の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」によって設置されている公的住宅です。入居者は全て60歳以上で、入居者の所得に応じた家賃補助があり、最高4万円まで国と市で半額ずつ補助しています。本市には8棟ありましたが、この家賃補助は建設後原則20年までとされており、既に川崎区内の1棟が20年経過して補助は終了。来年多摩区のビスターリ宮の下、再来年川崎区のビバース日進町が終了する予定で、居住者に通知が出されています。

これに対し、「家賃補助がなくなったら住み続けられない。」という切実な声が上がリ、住民の代表はこの9月に国土交通省住宅局の担当者と交渉しました。すると国土交通省は「高齢者の住まいを確保するという法の趣旨にのっとり、自治体が決定すれば更に20年間補助を延長することができる。」と答えました。事実、住宅局長通知が自治体宛てに2001年（平成13年）に出されていることが分かりました。

しかし本市は、この国土交通省の通知を知りながら、20年以後の家賃補助の

延長を全く拒否しています。居住者から「この物価高騰の中で3万円も家賃が上がったら生きていけない。」「市からは住み替えを勧められているが、80歳を過ぎて寝たきりの妻と引っ越すことはできない。」など、切実な声が上がっています。市が決断すれば国の補助は継続され、あと20年の家賃補助ができるのです。なんとしても家賃補助の継続をお願いしたく、議会のお力添えをお願いします。

紹介議員

宗 田 裕 之